

成田空港滑走路新增設推進協議会

次 第

日 時：2025年5月27日

16：00から

場 所：NAA本社S会議室

1. 開会

2. 田村社長あいさつ

3. 議題

(1) 成田空港滑走路新增設推進協議会の設置について

(2) 機能強化に向けた取り組み状況と用地確保に向けた取り組みについて

(3) その他

4. 閉会

成田空港滑走路新增設推進協議会の設置について

2025 年 5 月 27 日
成田国際空港株式会社

1 設置目的

新設する C 滑走路及び延伸する B 滑走路の 2028 年度末目途の供用開始を目指し、空港周辺自治体の協力を得て用地確保の具体的対策を検討し実行に移すとともに、滑走路整備をはじめとした諸課題の解決を図ることを目的とする。

2 構成員

本協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

国土交通省航空局長、千葉県知事、成田市長、芝山町長、多古町長、
成田国際空港株式会社代表取締役社長

3 議事内容

設置目的を実現するために必要な諸課題に関する議論を行う。

4 代理出席

構成員本人が出席できない場合は、構成員の指名した者が出席できる。

5 事務局

協議会の事務は、成田国際空港株式会社が行う。

6 雑則

前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、事務局が定める。

成田空港滑走路新增設推進協議会【資料2】

成田空港の更なる機能強化の進捗状況と 取り組み等について

2025年 5月27日

成田空港滑走路新增設推進協議会



Narita Airport

Connecting Japan to the World

1. 整備計画・工程（全体）

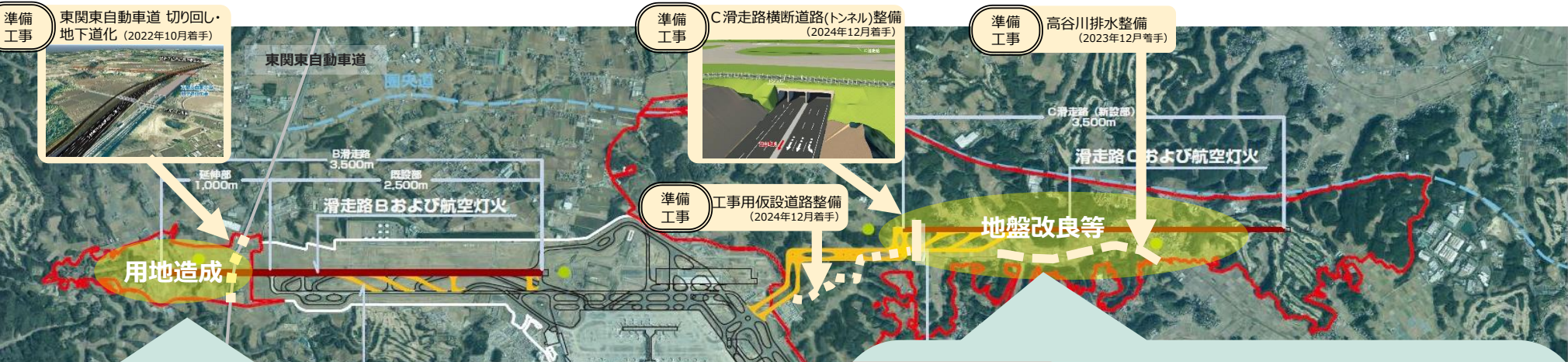
■ 成田空港の年間発着容量を50万回に拡大するための本格工事（滑走路造成工事）については、**本年5月25日に着工**。

■ **B滑走路延伸**：用地造成を進め、現滑走路北端部の標高(41m)に合わせてフラットに整備。

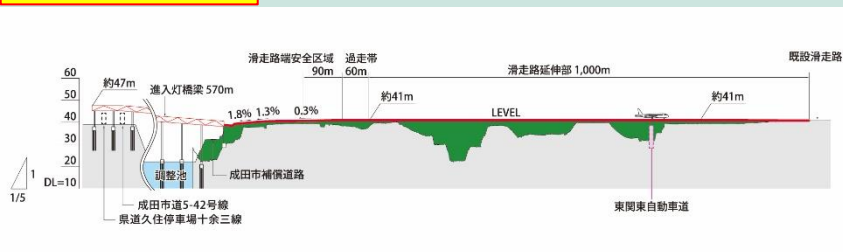
B滑走路の延伸（滑走路長2500m⇒3500m）

■ **C滑走路新設**：軟弱地盤の地盤改良等を進め、現況の地形を活かし、標高20～33mで整備。

C滑走路の新設（滑走路長3500m）



B滑走路延伸



・用地造成工：盛土 約210万 m^3 、切土 約70万 m^3

・滑走路舗装工：約60,000 m^2

盛土 切土

C滑走路新設



・用地造成工：盛土 1,640万 m^3 、切土 約2,030万 m^3

・地盤改良工：約54ha

・滑走路舗装工：約166,700 m^2

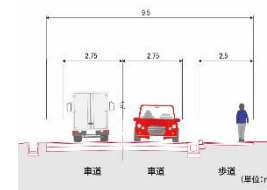
盛土 切土 地盤改良

【整備計画・工程（全体）】

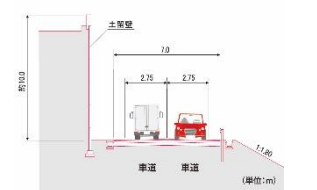
地域に密接に関係する施設整備（B滑走路地区）

補償道路等計画

- 成田市道の廃道が必要となるため、地域の交通が分断されず安全・安心に利用できるよう、集約型の付替・補償道路を整備する。



【成田市補償道路 横断面図】



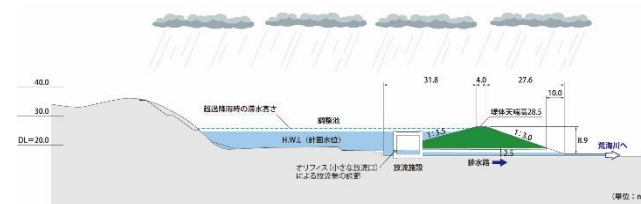
【市道7-40号線付替部 横断面図】



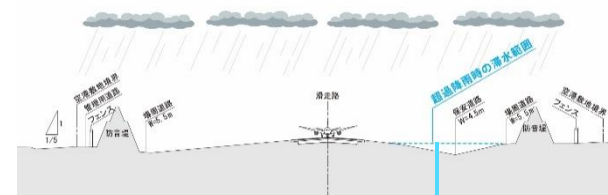
【成田市補償道路 縦断面図】

雨水排水計画

- 周辺の治水安全度が下がらないように、整備する調整池で流量調整した上で既設排水路を經由して荒海川等に排水する。調整池は50年に1度の大雨に対応する規模とし、局所的な豪雨も考慮し超過降雨も可能な限り空港内で貯留する。



【調整池による放流量の抑制（50年に1度の大雨に対応）】



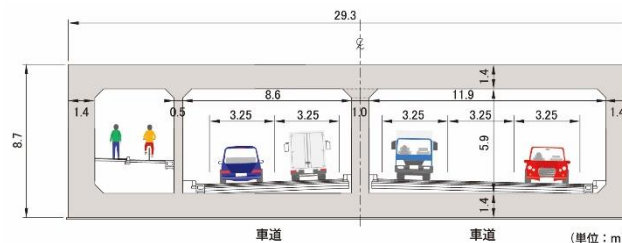
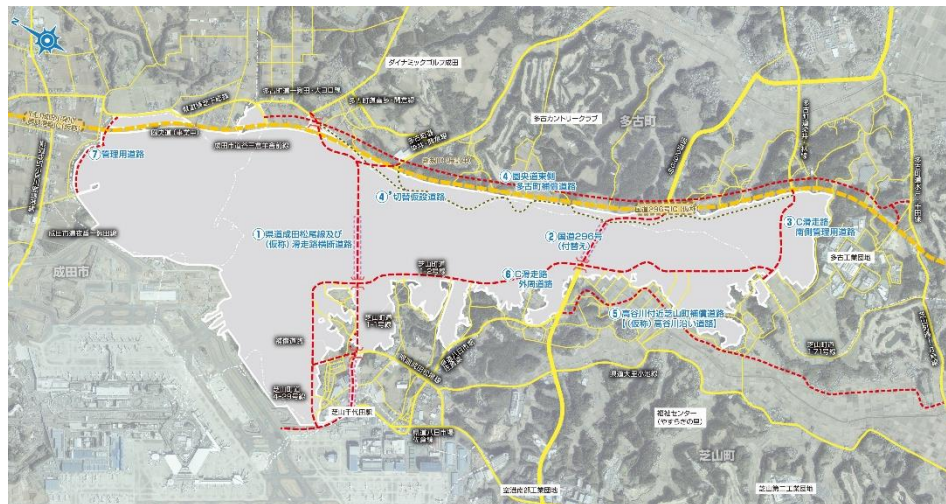
【空港内滞水状況（超過降雨：50年に1度を超える大雨にも対応）】

【整備計画・工程（全体）】

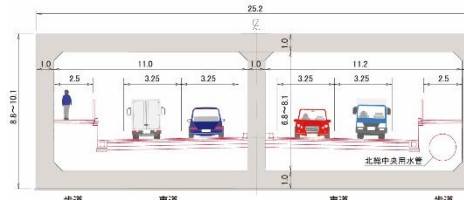
地域に密接に関係する施設整備（C滑走路地区）

補償道路等計画

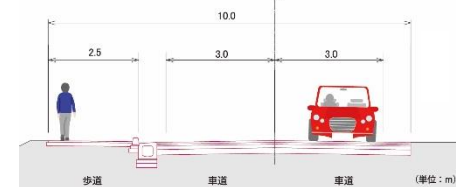
- 多くの多古町道・芝山町道等の廃止が必要となるため、地域の交通が分断されないように東西・南北方向に付替・補償道路及び管理用道路を整備する。



【①県道成田松尾線及び（仮称）滑走路横断道路 断面図（トンネル部）】



【②国道296号 断面図（付替え・トンネル部）】



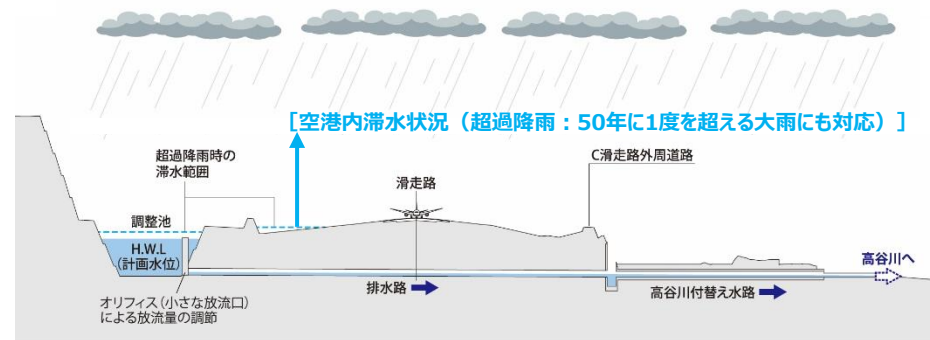
【③～⑦ 補償道路等断面図】

雨水排水計画

- 周辺の治水安全度が下がらないように、C滑走路地区とその周辺の雨水は空港内に整備する調整池等で流量調整した上で高谷川等へ排水する。B滑走路地区同様、50年に1度の大雨に加え、超過降雨にも対応した計画としている。



調整池の規模:約130万m³

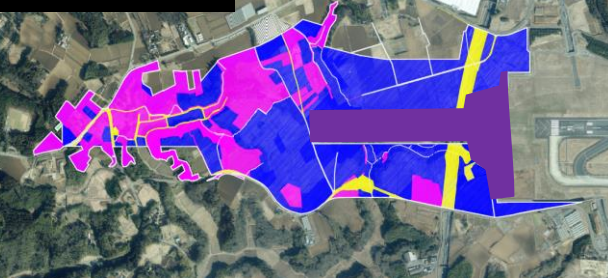


【調整池等による放流量の抑制（50年に1度の大雨に対応）】

【整備計画・工程（全体）】
空港拡張面積の内訳

■ 空港拡張面積は約1,100ha。所有者区分及び市町村別の面積は以下の通りである。

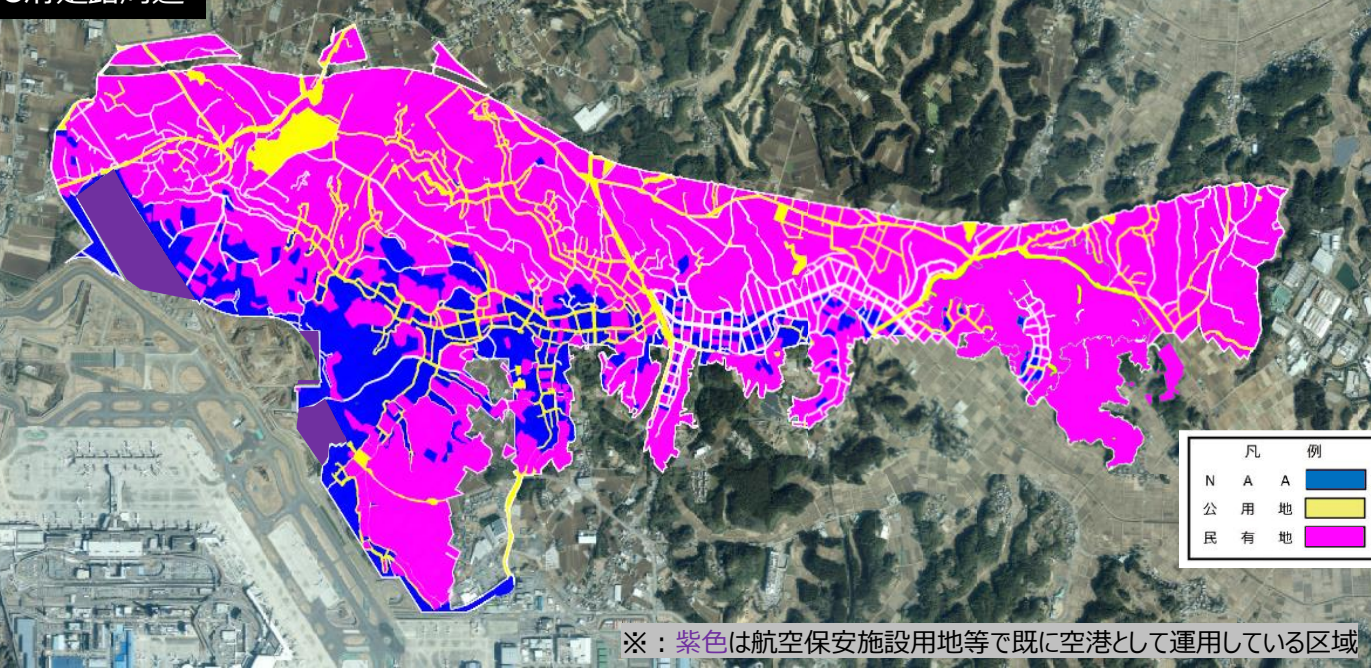
B滑走路延伸部



A滑走路北側地区



C滑走路周辺



※：紫色は航空保安施設用地等で既に空港として運用している区域

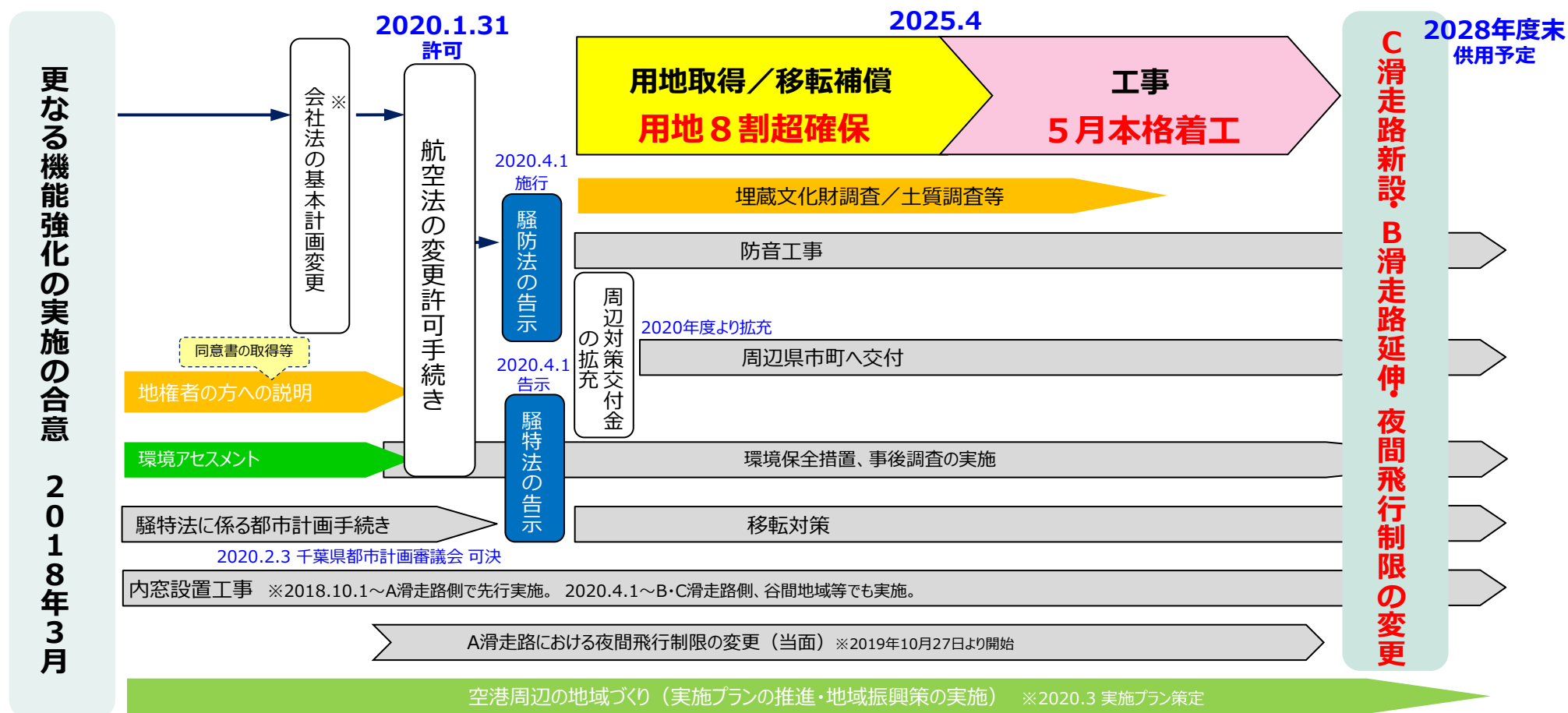
	B RW延伸部	ARW北側	C RW	合計
NAA所有地	56ha	11ha	174ha	241ha
公用地	7ha	21ha	87a	115ha
民有地	23ha	9ha	711ha	743ha
合計	86ha	41ha	972ha	1,099ha

	B RW延伸部	ARW北側	C RW	合計
成田市	86ha	41ha	12ha	139ha
芝山町	0ha	0ha	651ha	651ha
多古町	0ha	0ha	309ha	309ha
合計	86ha	41ha	972ha	1,099ha

【整備計画・工程（全体）】 用地の確保状況

- 用地取得については、関係者のご理解、ご協力を得て **8割を超える面積を確保**※。
供用開始予定である2028年度末まであと4年となり、今後建設工事を進めていくためにも**早急に残りの用地の確保が必要**。

※公用地、N A A用地を含む。2025年3月末現在



2. 用地確保等に向けたこれまでの取り組み

①社内体制整備

- ✓ 国・自治体、民間不動産会社からの出向、用地取得業務経験者の雇用による要員確保。

2020/2時点：88名 ⇒ **2025/3（現在）：193名**

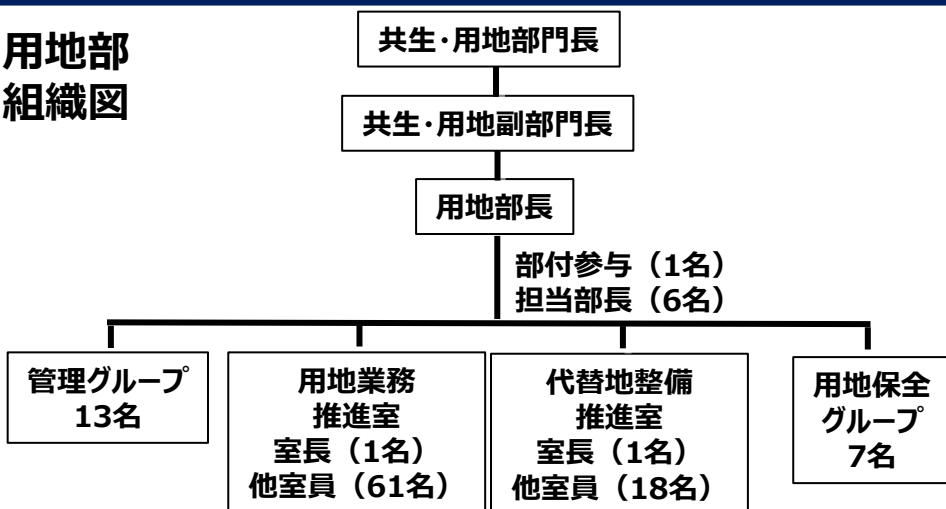
- ✓ 全社を挙げて迅速に取り組むため、社長を本部長とする「**成田国際空港の更なる機能強化推進本部**」を設置。
- ✓ 用地部に用地取得を速やかに進めていくために用地業務推進室を、また代替地に特化して土地の確保から整備計画の立案を円滑かつ速やかに行うために代替地整備推進室を設置するなど、用地確保を推進するための体制整備を実施。
- ✓ **専門家への相談体制の構築**。（弁護士、司法書士、譲渡所得税を専門とする税理士）

【現在の相談体制】 **弁護士：5名、司法書士：2名、税理士：2名**

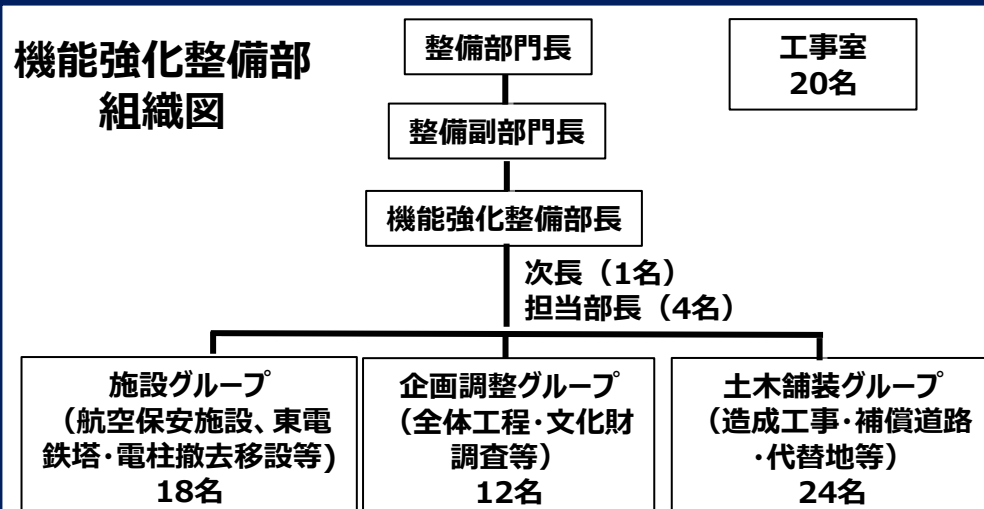
※法務や税務などの専門的な課題について体制を構築しているもの。また、司法書士においては、所有権移転登記手続きを対応いただくことをはじめ、相続手続きを要する事案において、相続人調査、遺産分割協議書案の作成も対応。

- ✓ **外部専門機関を活用した用地交渉サポート業務**（用地交渉、補償内容の確認、契約書類等の作成等）の実施。
（株式会社URリンケージ）

用地部 組織図



機能強化整備部 組織図



②代替地の確保

- ✓ 円滑な移転に向け、**移転者のニーズを踏まえた居住用代替地の開発**のため、移転者、自治体との協議、諸手続き、開発用地の確保、整備の着実な実施。【**集団移転対応**：11頁参照】
※移転対象戸数 **約200戸（拡張区域全域の住居）**に対して、**土地を確保、造成するなど、現在126区画を整備**（整備中含む）
※代替地整備に係る行政手続き：都市計画法、森林法、農地法、道路法等に係る協議、手続き
- ✓ 円滑な移転に向けた移転者のニーズを踏まえた居住用代替地の確保と提供。【**個別移転対応**】
※移転対象戸数 **約200戸（拡張区域全域の住居）**のうち、個別移転を希望される方には土地をあっせんするなど、**これまで9区画対応**。また、自ら探すことを望まれる場合も、土地の提案等を実施。
- ✓ 円滑な移転に向け、移転者のニーズを踏まえた**事業者用代替地の開発**のため、移転者、自治体との協議、諸手続き、開発用地の確保、整備の着実な実施。
※法人所有物件 **約50件（拡張区域全域）**に対して、土地を確保、造成するなど、**現在8区画を整備**（整備中含む）。また、自ら探すことを望まれる場合にも、土地の提案等を実施。
※事業者用代替地：芝山町岩山①代替地 6区画整備中
芝山町岩山②代替地 1区画整備中
多古町喜多代替地 1区画整備中
- ✓ 金融機関の情報網を活用し、生活再建が可能な土地（収益物件）の情報を確保。
⇒地銀関係3社、信用金庫2社との連携協定（いずれも不動産の紹介は不動産事業者から）
- ✓ 拡張区域外の地権者から寄せられた代替地候補地の提案とマッチング【移転先、生活再建】

③用地確保に向けた話し合い

- ✓ 更なる機能強化について、2018年に四者協議会合意に至るまでに**200回**を超える住民説明会を実施。
- ✓ これに加えて、2020年の航空法の空港等変更許可に至るまでの間、同意書取得に向け**30回**を超える地権者説明会等を実施（全体説明会、対話型説明会、地権者説明会、議会説明）。
- ✓ 変更許可後においても、**拡張区域の総地権者数約 1 6 0 0 名**（相続の発生等があれば今後も変動の可能性あり。）のほか、**長年相続登記がなされていなかった名義人の法定相続権利者等とも個別に話し合い**をこれまでに実施。変更許可時点以降の用地確保に向けた地権者等との話し合いは準備を含めて**約50万時間**。
- ✓ この他、準備工事や調査等の実施にあたり、実施箇所ごとに丁寧に住民説明や議会説明を実施。

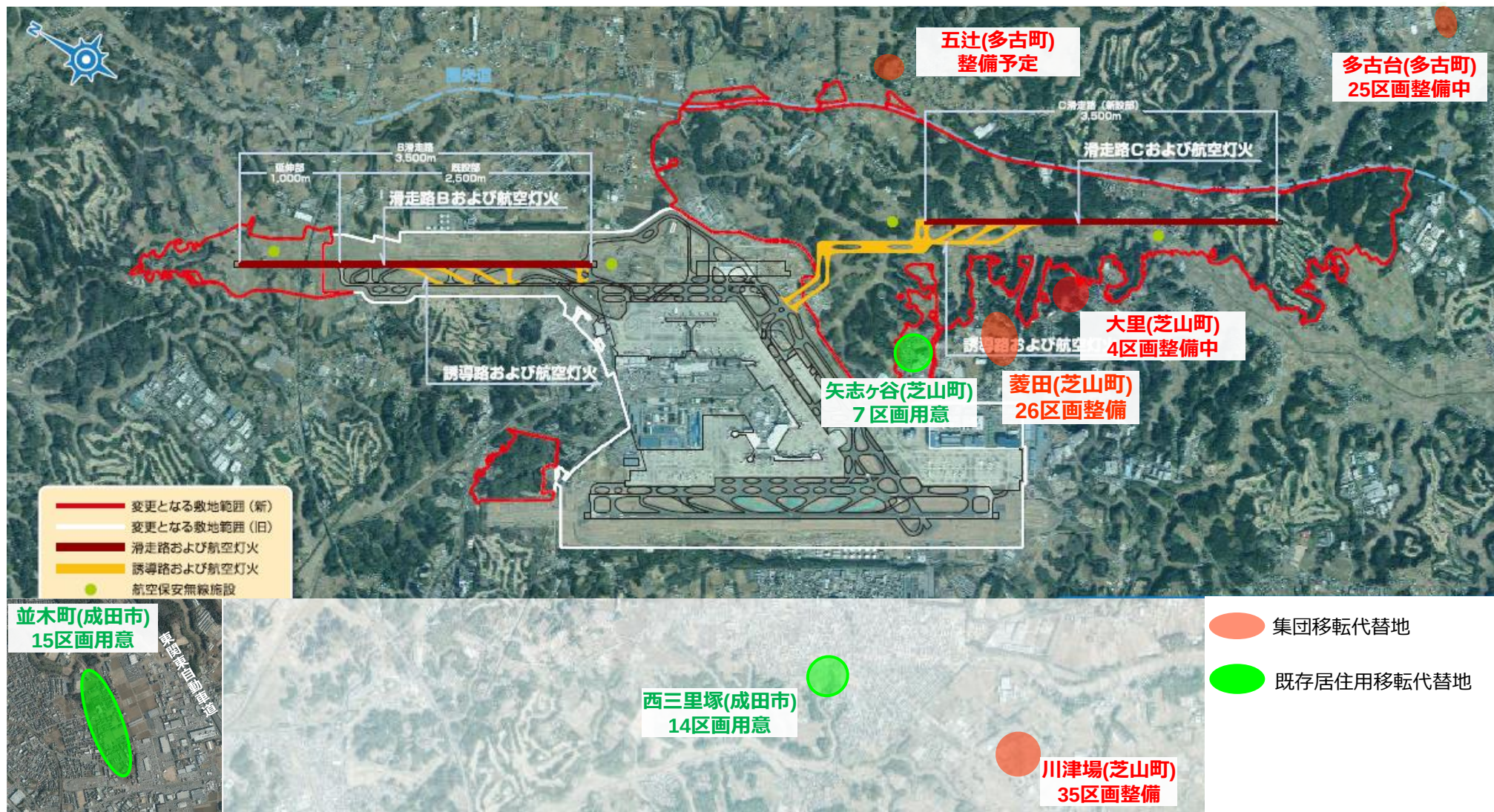
- ✓ 拡張区域内には **2 6 筆のいわゆる所有者不明土地**があったところ、以下の対応により権利者を特定する等、用地確保を推進
 - ・**認可地縁団体の設立支援**（自治会を法人化し、明治時代の多人数共有地を法人名義地に変更。）
 - ・**地域への聞き取り等を通じて法定相続人全員を特定**（明治時代の50名共有地→500名超の法定相続人など。）
 - ・**財産管理人制度の活用**（所在不明者がいる場合に、裁判所の審判により財産管理人を選任する手続き。）

④その他

- ✓ 国から約 6 , 0 0 0 億円の財政融資などの財政支援を受け、用地の確保や整備を実施。
- ✓ 国が実施する新管制塔の整備や無線施設の移設等との調整を行うとともに、関係機関との調整を実施。

集団移転用代替地位置図

【移転対象戸数 約 2 0 0 戸（拡張区域全域の住居）に対して、現在 1 2 6 区画を整備（整備中含む）】



※既存居住用移転代替地の「用意」とは、造成工事を要せず、区割りと共に伴う道路の整備であることから表現を変えているもの。

3. 用地確保等に向けた今後の取り組み方針

【用地確保等に向けた今後の取り組み方針】

用地確保等の加速化に向けた体制強化

時期	国	N A A	県・地元
4月	【4月4日】 N A A 社長、国土交通大臣訪問 ・社長より大臣へ報告：用地の8割超を確保、5月に本格着工。 ・大臣より社長へ指示： ①2028年度末目途の供用開始を目指し、本年度末を目標に必要な用地確保等を加速化すること。 ②航空局と連携し、成田空港会社を挙げた体制を早急に構築すること。 ③空港周辺自治体の協力を得て、用地確保の具体的対策を検討し実行に移す場を早急に設置すること。		
		【4月】 成田空港滑走路用地確保対策本部の設置（航空局、N A A）	
5月	【5月25日】 更なる機能強化 着工式典 / 本格着工		
		【5月27日】 成田空港滑走路新增設推進協議会の設置（航空局、千葉県、成田市、芝山町、多古町、N A A）	

N A A の体制強化

これまでの取り組み

- ・人員体制強化：国・自治体・民間からの出向、経験者の雇用、専門家※の要員確保
- ・組織体制強化：「更なる機能強化推進本部(本部長:社長)」の設置など
- ・外部委託：用地交渉サポート業務など

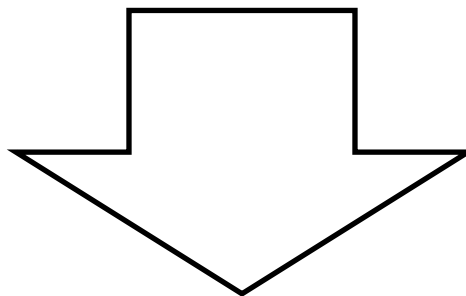
※専門家：弁護士、司法書士、税理士

更なる体制強化

人員体制強化 / 組織体制強化 / 外部委託

国とともに、以下の方針に従って、2028年度末供用開始に向けて今年度末を目標に用地確保の加速化に全力をあげていくこととする。

- ①これまでの取り組みを継続して着実に遂行
- ②用地確保等の体制強化を実施
- ③地権者が契約に至るための条件を速やかに整えることに注力



本年度末に向け、交渉の頻度を加速化させ、これまで以上に地権者の考えを伺いつつ、引き続き丁寧に用地交渉を行い、早期に理解をいただけるように全力で取り組む。

【用地確保等に向けた今後の取り組み方針】

用地確保等の今後の取り組みについて

①これまでの取り組みを継続して着実に遂行

- ✓ 代替地の確保の取り組み、相続手続きのフォローや必要に応じた地区との協議等について、引き続き着実に実施。

②用地確保等の体制強化を実施

- ✓ 「成田空港滑走路用地確保対策本部」を設置し、国と密に連携しながら用地確保の課題を整理するとともに、更なる対策について検討。
- ✓ 用地確保の加速化に向けて、更なる増員について検討（10名程度）。
- ✓ 新たな課題が生じた場合における速やかな対応のための専門家の確保（弁護士、司法書士、税理士）。
- ✓ 工事部の設置（工事室からの格上げ）。（整備部門／7月より）
- ✓ 補償道路整備の用地交渉業務に係る専門機関の確保。
- ✓ 墓地設置に係る専門機関の確保

③地権者が契約に至るための条件を速やかに整えることに注力

- ✓ 本年度末に向け、引き続き丁寧に用地交渉を行うとともに、交渉の頻度を加速化させる。
- ✓ 墓地移設先の確保、権利者要望を踏まえた移設先墓地の設置等の協議及び手続きの支援。
（条例に基づく必要施設内容、経営主体の整理を含めた墓地設置等の許可に係る事前協議及び手続き支援）

4. 滑走路新增設推進に向けた連携について

用地確保を加速化させる観点から、当面以下の事項について、県・市町からの協力を賜りたい。

①地権者への対応

- ✓ 交渉を加速化させるなか、地権者対応として、ご支援を頂くことで状況の進展の可能性が見込まれる地権者がいる場合には、ご協力を賜りたい。

②代替地の確保

- ✓ 移転代替地開発に係る各行政手続きにおける円滑な推進へのご協力を引き続き賜りたい。
(代替地整備に係る行政手続き：都市計画法、森林法、農地法、道路法等に係る協議、手続き)
- ✓ 墓地設置等に係る諸手続きについて、円滑な推進へのご協力を引き続き賜りたい。
(墓地設置等に関わる行政手続き：墓地、埋葬等に関する法律、各自治体の条例に基づく協議、手続き)

③埋蔵文化財調査の確実な実施

- ✓ 埋蔵文化財調査の早期完了に向けて、調査実施体制の強化等についてのご協力を引き続き賜りたい。



「成田空港滑走路新增設推進協議会」の結果について(概要)

2025 年 5 月 27 日

推進協議会事務局

国土交通省、千葉県、成田市、芝山町、多古町及び成田国際空港(株)は、本日、成田空港滑走路新增設推進協議会を開催し、機能強化に向けた取り組み状況の共有と用地確保等に向けた今後の取り組み方針について確認しました。

【開催概要】

1 日 時 2025年5月27日(火) 16:00～

2 場 所 成田国際空港株式会社本社ビル1階 S 会議室

3 議 題

(1)成田空港滑走路新增設推進協議会の設置について

(2)機能強化に向けた取り組み状況と用地確保に向けた取り組みについて

(3)その他

4 出席者

・国土交通省航空局長 ひらおか しげのり 平岡 成哲 (オンライン参加)

・千葉県知事 くまがい としひと 熊谷 俊人

・成田市長 こいずみ かずなり 小泉 一成

・芝山町長 あそ う たかゆき 麻生 孝之

・多古町長 ひらやま とみこ 平山 富子

・成田国際空港株式会社代表取締役社長 たむら あきひこ 田村 明比古

5 結果概要

別紙のとおり

≪推進協議会結果概要≫

1 成田空港滑走路新增設推進協議会の設置について

- 新設する C 滑走路及び延伸する B 滑走路の 2028 年度末目途の供用開始を目指し、空港周辺自治体の協力を得て用地確保の具体的対策を検討し実行に移すとともに、滑走路整備をはじめとした諸課題の解決を図ることを目的として、2025年4月4日に国土交通大臣より受けた指示のもと、「成田空港滑走路新增設推進協議会」を設置することを確認した。

2 機能強化に向けた取り組み状況と用地確保に向けた取り組みについて

- 成田空港会社から更なる機能強化に向けた工事概要や用地確保等のこれまでの取り組みについて報告があった。
- また、成田空港会社から「国とともに、以下の今後の取り組み方針(※)に従って、2028年度末供用開始に向けて今年度末を目標に用地確保の加速化に全力をあげていく」旨の報告があり、本協議会として、今後も緊密に連携を強化、協力していくことを確認した。

※今後の取り組み方針

- ・これまでの取り組みを継続して着実に遂行
 - ・用地確保等の体制強化を実施
 - ・地権者が契約に至るための条件を速やかに整えることに注力
- 加えて、用地確保を加速化させる観点から、地権者への対応、代替地の確保、埋蔵文化財調査の確実な実施などについて、県・市町が成田空港会社・国に協力していくことを確認した。